

様式第2号（第3条関係）

処分基準整理票

処 分 名	ホール等の使用許可の取消し	
根拠法令名	大津市和邇文化センター条例 (平成17年条例第99号)	(条項) 第4条
基準法令名	大津市和邇文化センター条例 大津市暴力団排除条例 (平成23年条例第49号)	(条項) 第4条 第8条
所管部署	教育委員会和邇文化センター	

- 【処分基準】
- ・文書の名称【大津市和邇文化センター施設使用許可基準】
 - ・掲載図書等【】
 - ・内容 全部記載 一部・項目のみ記載

〔施設の使用許可取消基準〕

施設の使用許可の取消しは、大津市和邇文化センター条例第4条第3項各号に掲げる事由又は大津市暴力団排除条例第8条前段の規定に該当したときに行う。

なお、大津市和邇文化センター条例第4条第3項第3号で引用する「前項各号」のうち、第2項第3号に規定する「その他教育委員会がその使用を不適当であると認められるとき。」とは、次に掲げる場合のいずれかに該当するときとする。

- (1) 次に掲げる事項を遵守せず、又は遵守しないおそれがあるとき。
 - ア 使用の権利を他人に譲渡し、又は転貸しないこと。
 - イ 施設又は設備に変更を加え、又は特別な設備を設けないこと（あらかじめ許可を受けた場合を除く。）
 - ウ 許可を受けていない施設又は設備を使用しないこと。
 - エ 部屋の定員を超えて使用しないこと。
 - オ 物品を展示し、飲食物を提供し、又は印刷物、ポスター等を配付し、若しくは掲示しないこと（あらかじめ許可を受けた場合を除く。）
 - カ 物品の販売はしないこと（あらかじめ許可を受けた当日の学習資料を除く。）
 - キ 所定の場所以外で飲食し、火気を使用し、又は喫煙しないこと。
 - ク 他の利用者に危険を与え、又は迷惑となる行動等をとらないこと。
 - ケ 飲食を目的とした行為をしないこと。
 - コ 営利を目的としないこと。
 - サ 政治的宗教的中立性に対する市民の信頼を損なう活動をしないこと。
- (2) 社会教育施設であるセンターの設立趣旨にそぐわない活動であると認められるとき。
- (3) その他センターの施設の管理運営上支障があると認められるとき。

【参考】

大津市和邏文化センター条例

(ホール等の使用の許可)

第4条 別表第1に掲げるホール等の施設（以下「ホール等」という。）を使用しようとする者は、あらかじめ、教育委員会に申請し、使用の許可を受けなければならない。この場合において、教育委員会は、ホール等の管理上必要があると認めるときは、使用の許可について、必要な条件を付すことができる。

2 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、ホール等の使用を許可しない。

- (1) 公の秩序又は善良な風俗を害するおそれがあるとき。
- (2) ホール等の施設又は設備を汚損し、又はき損するおそれがあるとき。
- (3) その他教育委員会がその使用を不適当であると認めるとき。

3 教育委員会は、ホール等の使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、使用の許可を取り消すことができる。

- (1) この条例又はこの条例に基づく教育委員会規則に違反したとき。
- (2) 使用の許可の条件に違反したとき。
- (3) 前項各号のいずれかに該当したとき。

大津市暴力団排除条例

(市の公の施設の使用における措置)

第8条 市長若しくは教育委員会又は地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により指定された法人その他の団体は、市が設置した公の施設の使用の許可の申請があった場合又は当該公の施設の使用の許可をした後において、当該使用が暴力団を利すると認めるときは、当該公の施設の使用の許可又は許可の取消しについて定める他の条例の規定による場合のほか、当該使用を許可せず、又は当該使用の許可を取り消すことができる。この場合において、当該不許可又は許可の取消しの処分は、当該公の施設の使用の許可又は許可の取消しについて定める当該他の条例の規定に基づいてなされた処分とみなす。

※ 処分基準の内容すべてを記載することができないときは、当該処分審査基準が記載された図書等の縦覧をもって代えることができる。